# 鳥羽市議会運営委員会会議録

令和８年８月２１日

**〇出席委員（６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 世古安秀 | 副委員長 | 坂倉広子 |
| 委員 | 世古雅人 | 委員 | 山本欽久 |
| 委員 | 濱口正久 | 委員 | 木下順一 |

**〇欠席委員（なし）**

**〇出席説明者**

・奥村総務課長

**〇職務のために出席した事務局職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 佐々木真紀 | 次長兼<br>議事総務係長 | 大田篤史 |
| 議事総務係<br>書記 | 岡村なぎさ | | |

（午前１０時００分　再開）

**○世古安秀委員長**　皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和８年８月２６日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

**○奥村総務課長**　総務課、奥村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和８年９月の会議に提出をさせていただく議案についてご説明いたします。

提出議案の一覧、概要の一覧をご覧いただきたいと思います。

今回、８月２６日に提出をいたします案件は、予算議案が２件、条例議案が５件、その他の議案が４件の１１件に加え、その下、認定が３件、報告が５件、計１９件となります。

今回、即日表決をお願いしたい議案ですとか、旧閉会日に追加する人事のような議案はございません。

それでは、最初に議案第１２号、令和８年度鳥羽市一般会計補正予算（第４号）をご説明いたします。

補正予算（第４号）の概要をご覧いただきたいと思います。

１ページをお願いいたします。補正予算の規模となります。

令和８年度鳥羽市一般会計補正予算（第４号）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、自治会運営経費、介護予防・地域支え合い事業及び子育て支援事業を計上するほか、基金積立金で４億５９３万７，０００円、移住・定住促進事業で２０万円、住民基本台帳事務経費で１９万８，０００円、都市公園等整備事業で１００万円、消防団災害防禦対策経費で５９万円などを計上し、補正後の一般会計予算額は１６０億５，８００万円となります。

また、特別会計におきましては、議案第１３号となります定期航路事業特別会計で８，０００万円を計上し、補正後の特別会計予算額は７０億１，９９０万円となります。

それでは、個々の事業について抜粋してご説明をいたします。

５ページをお願いいたします。下段となります。

鳥羽への移住・定住応援事業として、２０万円を計上しております。

移住体験住宅のことになりますけども、移住検討における心理的・経済的ハードルを下げ、地域とのミスマッチを防ぐなど効果的な移住促進策となっております。しかし、令和８年１１月でなかまちと答志和具にある移住体験住宅の契約が終了します。ということで一番下の段落ですが、地域内の民間宿泊施設や民泊、賃貸物件、空き家活用を移住体験住宅として認定し、移住希望者が利用する際の費用を支援するということで、官民連携した移住促進を図るものとなります。

続きまして、６ページ上段をお願いいたします。

鳥羽市自治会連合会補助事業は、８３７万５，０００円を計上しています。

物価高騰の影響を強く受けている自治会及び町内会に対して、防犯灯及び街路灯の電気料金相当額を支援することにより、自治会及び町内会の財政負担の軽減を図ります。主な財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

６ページの下段、それから７ページ上段、下段、こちらにつきましては、後ほど議案としてご説明をいたしますコンビニ交付手数料の改定に係るシステム改修等の経費となります。

続きまして、８ページ上段をお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業は、７１０万７，０００円を計上しております。

物価高騰等の影響により生活困窮に関する支援ニーズが依然として続いていることから、地域で生活困窮者支援等を実施する団体に対し、その活動経費の一部を助成するための費用を補正するものとなります。助成事業としまして、支援団体は支援ニーズに対応する生活困窮者支援等を実施する地域団体等とし、助成額は１団体当たり上限２５万円となっております。主な財源は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金となります。

下段をお願いします。

介護予防・地域支え合い事業は、４２９万３，０００円を計上しております。

物価高騰等の影響により食材価格等の高騰による負担増を踏まえ、市が実施する配食サービス事業を受託する事業者に対し、光熱費及び食材費等の上昇分相当額を支援することにより、配食サービスの利用者負担を増額せずに配食サービスの質を確保するため、支援金を交付するに当たり必要となる費用を補正するものです。主な財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

おめくりいただきまして１０ページ上段をお願いいたします。

子育て応援事業として、６０６万８，０００円を計上しております。

内容につきましては２種類ありまして、交互に出てきますので飛ばしながら説明させていただきます。

まず、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子供の健やかな成長と学びを後押しするため、１８歳以下の児童を対象に１人当たり３，０００円分の図書カードを配布します。そちらが一つ段落飛ばしまして、とばっこ図書カード配布事業となります。対象児童数は見込みでおよそ１，７００人となっております。また飛ばしまして、主な経費は委託料５３２万１，０００円となります。

少し上に戻っていただきまして、段落の２段落目、「また」からです。また、離島地域に住所を有する１歳以上の児童のうち、未就学児が２人以上いる家庭で第２子目以降の児童を対象に市営定期船回数乗船券を交付することで、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。こちらとばっこ交通パス事業ということで、対象児童数の見込みは１２人となっております。主な経費、負担金及び補助金のところがこちらに該当いたします。

続きまして、下段をお願いします。

予防接種事業として２８２万３，０００円を計上しております。

小児の季節性インフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種として実施されておりますが、全額保護者の自己負担となっております。接種費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、あわせて小児インフルエンザ発症及び重症化の予防並びに感染拡大の防止を図るものとなります。

続きまして、１２ページ上段をお願いいたします。

中央公園施設整備事業は、１００万円を計上しております。

令和９年度に本市で開催予定の離島甲子園について、大会運営に必要な本部席の設計を行うための費用を補正するものとなります。主な財源は、都市公園等整備事業債となります。

１４ページをお願いいたします。

こちらは繰越明許費となっております。鳥羽駅周辺エリア再生事業として、５億６，１７１万１，０００円を計上しております。

鳥羽パールビルの用地取得費用について、売主の責任による更地引き渡しを契約条件としており、売主による建物除却が進められることとなっております。売主団体による区分所有法に基づく建物取り壊し敷地売却特別決議について、本物件の決議要件には達しておりますが、所有者全員の賛成は得られていないところでございます。このため、建物除却の履行にあたり、決議不参加者に対する売渡請求等の法的手続きの完了を待つ必要が生じたことから、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を計上するものとなっております。こちらの予算額でございますが、前金の１割は今年度支払うものとして、残り９割を繰り越すということとなっております。

続きまして、１５ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、議案第１３号、令和８年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第２号）の詳細となります。

上段は船員一般経費として、２，６９５万円を計上しております。こちら時間外勤務手当等となります。

下段は船舶運航経費として、５，３０５万円を計上しております。燃料費高騰による燃料費の補正となっております。

予算議案につきましての説明は以上となります。

続きまして、条例議案に移ります。議案概要２ページをお願いいたします。

ちょっとすみません、マイク切ります。

（「議案概要はいってないですよね」の声あり）

**○世古安秀委員長**　議案概要。

（「議案概要配ってます」の声あり）

**○奥村総務課長**　配ってますね。

議案概要のほうで説明をさせていただきます。

**○世古安秀委員長**　メールでいただいてます。

**○奥村総務課長**　それでは、議案概要の２ページをお願いいたします。

議案第１４号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

多機能端末機による証明書交付サービス、こちらいわゆるコンビニ交付です。こちらの利用促進のため、令和９年１月５日から令和１０年３月３１日までの間、下記の証明書発行手数料を１０円とする内容となっております。こちらの取り組み開始のタイミングは、今回施行を予定をしております市役所窓口開設時間の短縮と同時とし、コンビニ交付の比重を一層高めていきたいと考えております。

今申し上げました窓口開設時間の短縮につきましては、９月４日に組織変革の方向性というものを全員協議会でご説明させていただきたく思っておりまして、その一つの取り組みとして、その場でご説明をさせていただきたくよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１５号、こちらは鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

内容のところですが、丸が二つ、２種類ございます。一つ目が、理学療法士等のみなし保育士化、人数カウントができるというものです。二つ目が、児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加となります。

３ページをお願いいたします。

議案第１６号は、鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。

改正内容は先ほどの二つ目と同様、児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加となります。

続きまして、議案第１７号、鳥羽市景観条例の一部改正、それから次の議案第１８号、鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、それぞれ引用しております法律の条項ずれが生じたことによる改正となります。

続きまして、その他の議案に入ります。

議案第１９号、それからめくっていただきまして２０号、こちらは財産の取得となります。

議案第１９号は４ページにございますように、パールビルの土地建物、議案第２０号につきましては、４ページから５ページにかけまして記載をしております。市民体育館サブアリーナの舞台照明器具となります。それぞれ取得財産や金額、契約の相手先は記載のとおりとなっております。

続きまして、５ページ、議案第２１号は鳥羽市辺地の総合整備計画の変更となります。

内容は、神島町の事業内容の追加等となります。

その下です。

議案第２２号、令和７年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

内容は、令和７年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金３億１，４０６万３，２４４円のうち、２億５，０６５万８４円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとなります。

続きまして、決算認定です。

認定第１号、令和７年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定は、令和７年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求めるものでございます。

表がちょっと２ページにわたっております。６ページをご覧いただきたいと思います。

表の一番下の合計欄ですが、歳入は２１７億１，２５０万２，０００円。歳出は、２０６億９，０３９万５，０００円。翌年度繰越財源が１億７５３万７，０００円となっておりまして、実質収支は９億１，４５７万円となっております。

続きまして、認定第２号、令和７年度鳥羽市水道事業会計決算認定となります。

令和７年度水道事業決算の収益的収支は収入決算額、１２億１，９０４万６，０００円、支出決算額が１１億９７８万９，０００円となり、当年度純利益は６，３４１万３，０００円となりました。

（２）の資本的収支につきましては、収入決算額が３億３，３４７万５，０００円、支出決算額が７億５，１９９万４，０００円となり、収支差し引き４億１，８５１万９，０００円の不足となっております。

補填財源としまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、４，５４４万１，０００円、過年度分損益勘定留保資金は１億２，２４２万８，０００円、減債積立金が１億７，３８０万円、建設改良積立

金が７，６８５万円でございます。

これらの内容につきましては、鳥羽市水道事業会計決算書の経営の状況に記載をしております。

続きまして、認定第３号、令和７年度鳥羽市下水道事業会計決算認定です。

令和７年度下水道事業決算の（１）収益的収支は、収入決算額１億５，８４９万７，０００円、支出決算額１億６，２５４万９，０００円となり、当年度純損失が、５４６万９，０００円となりました。

（２）資本的収支につきましては、収入決算額が１，４９２万６，０００円、支出決算額が３，５１７万３，０００円となり、差し引き２，０２４万７，０００円の不足となりました。

７ページに移っていただきまして、補填財源としまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は１４１万７，０００円、過年度分損益勘定留保資金１，８７５万円、当年度分損益勘定留保資金８万円でございます。

こちらにつきましては、鳥羽市下水道事業会計決算書の１２ページ、経営の状況に記載をしております。

以下、報告案件となります。

報告第３号、令和７年度鳥羽市健全化判断比率の報告につきましては、上から実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため、算定をされておりません。実質公債費比率は７．５％。将来負担比率は、こちらも算定されておりません。将来負担額よりも、それらに充当できる財源が上回っているということでございます。

続きまして、報告第４号、令和７年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告、第５号、令和７年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告、第６号、鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告につきまして、以上につきましては、資金不足が生じないため、ございません。

報告第７号、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出をするものでございます。

別紙各予算書、決算書をご参照いただきたいと思います。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

**○世古安秀委員長**　総務課長の説明は終わりました。

続きまして会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

**○佐々木事務局長**　それでは、私のほうから９月会議日程についてご説明させていただきます。

９月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、補正予算議案２件、条例議案５件、その他議案４件、認定３件、報告案件５件、請願１件の合計２０件でございます。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております「令和８年９月会議日程案」をご覧ください。

８月２６日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。議案第１２号から議案第２２号までの１１件を一括議題とし、提案者の趣旨説明、続いて、認定第１号から第３号までの３件を一括上程し、提案者の趣旨説明を行っていただきます。次に、報告第３号から第７号の５件について一括上程し、提案者の報告をいただきます。続いて、請願第１号を上程し、紹介議員から趣旨説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は７人となっております。９月１日、２日の２日間で行い、１日目４人、２日目３人で行いたいと考えております。

９月４日には付議議案を一括上程し、議案に対する質疑を行った後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会の日程につきましては、９月７日に行政常任委員会を開催し、請願を含む９議案についてご審査いただきます。

予算決算常任委員会につきましては、決算審査としまして９月８日から１１日の４日間を午前９時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を１４日午前１０時からご審議お願いしたいと思います。

９月１８日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

そのあと、９月２９日から１０月４日までの６日間の日程で姉妹都市サンタバーバラ市との親善及び友好を深めるため、鳥羽市議会を代表いたしまして議長が親善使節団として参加することになっていることから、発議第２号、サンタバーバラ市使節団訪問事業への議員の派遣についてを上程し、表決を行った後、散会となります。

なお、質疑の締め切りについては９月２日水曜日正午、また行政常任委員会におけるその他通告につきましては、９月４日金曜日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○世古安秀委員長**　事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○世古安秀委員長**　よろしいですか。

ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起　立　全　員）

**○世古安秀委員長**　ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。

（午前１０時２３分　散会）

―――――――――――――――――――――

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和８年８月２１日

議会運営委員長　　世　古　安　秀